

令和4年度水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書

コロナ禍のもと、業務用米の需要停滞による米価の低迷が生産農家の経営に多大な影響を及ぼしているなか、国から令和4年度水田活用の直接支払交付金の見直しが示された。

特に、今後5年間に一度も水張りをしない水田に交付金を支払わないことについては、耕作放棄地や離農者の増加等が懸念され、また多年生作物（牧草）への戦略作物助成の単価見直しについては、令和4年度からの運用に現場では不安が広がっている。

については、作付転換をすすめてきた生産者・産地の努力に報いるため、将来にわたって安定的な営農の継続や農地の維持が展望でき、再生産を可能とするよう、丁寧な説明や現場の実情に即した対応はもとより、次の事項について強く要望する。

記

- 1 交付対象水田を畑地化した場合であっても、需要のある畑作物等の生産の維持・拡大に向け、中山間地域等直接支払等の日本型直接支払制度やゲタ対策をはじめとした関連施策を見直したうえで拡充すること。
- 2 多年生作物（牧草）の交付金削減によって生産の縮小が懸念されるなか、輸入乾牧草の価格高騰が続いていることを踏まえ、生産の維持・拡大に向けた支援策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年6月20日

山形県寒河江市議会
議長 國井輝明

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
農林水産大臣

} 宛て